

五百原 第1号

日高川流域

川支流

川

和歌山県 田辺市 龍神村龍神 字 五百原 地内

令和8年度

五百原県有林間伐事業 仕様書

五百原県有林間伐事業の概要

1 事業年度・番号 令和8年度 五百原 第1号

2 事業名 五百原県有林間伐事業

3 事業場所 田辺市龍神村龍神字五百原地内

4 事業内容 間伐 10.86ha
森林作業道作設 102m

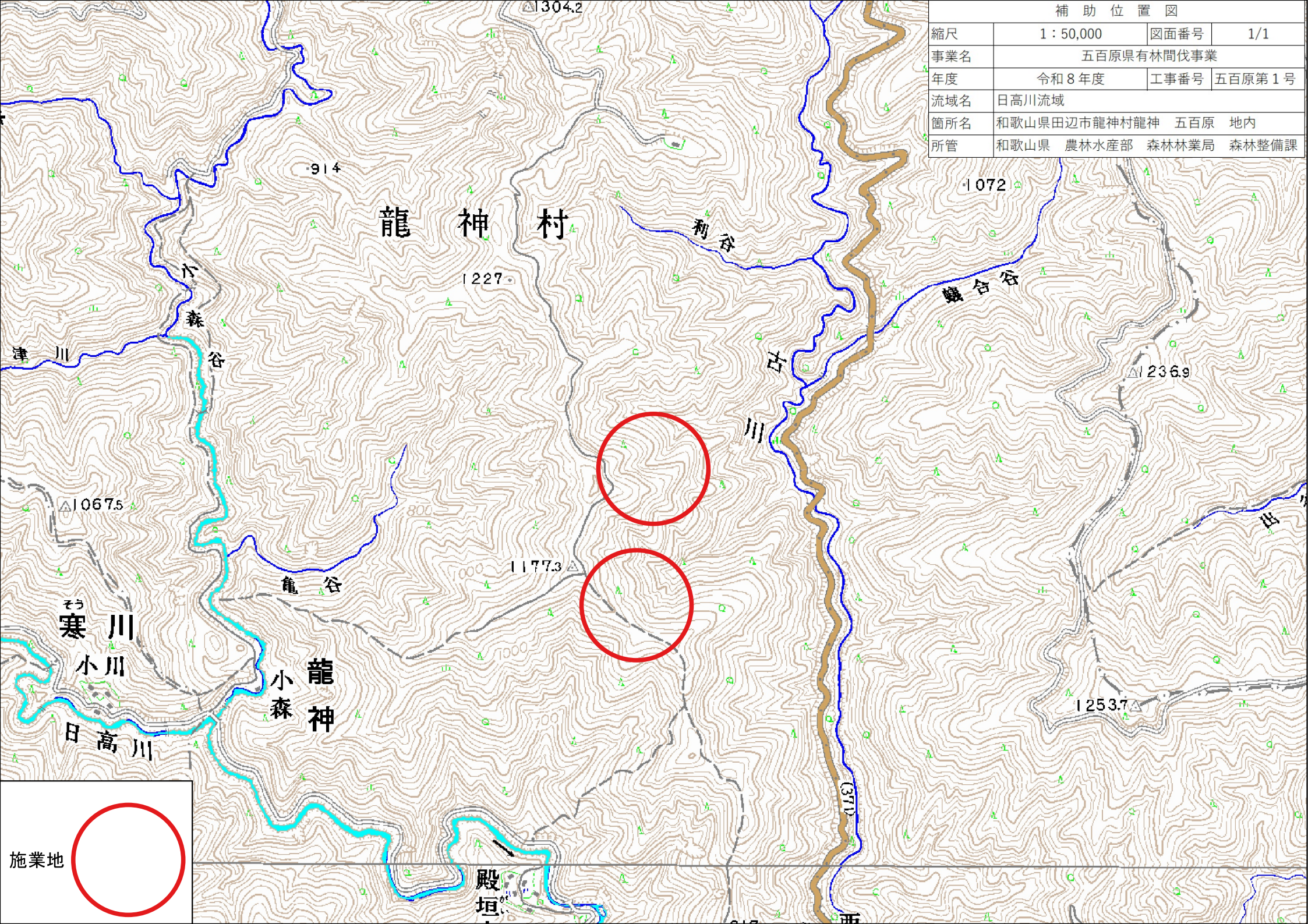
5 設計額

6 工期 令和9年3月31日(水)まで

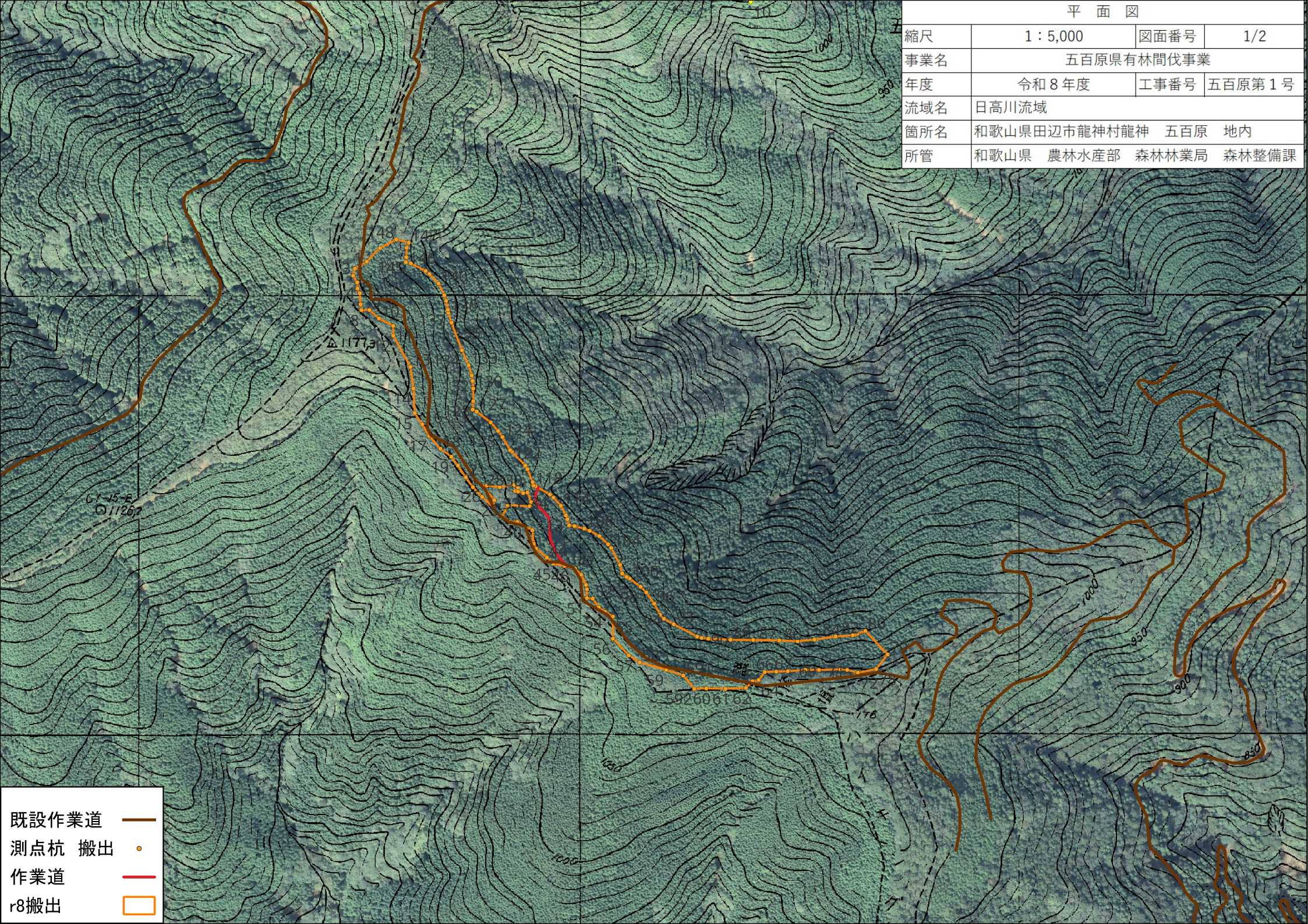
7 事業概要

内容	数量	単位	備考
間伐	10.86	ha	搬出間伐 4.09ha 切捨間伐 6.77ha
森林作業道作設	102.00	m	W=2.50m

縮尺	1:50,000	図面番号	1/1
事業名	五百原県有林間伐事業		
年度	令和8年度	工事番号	五百原第1号
流域名	日高川流域		
箇所名	和歌山県田辺市龍神村龍神 五百原 地内		
所管	和歌山県 農林水産部 森林林業局 森林整備課		

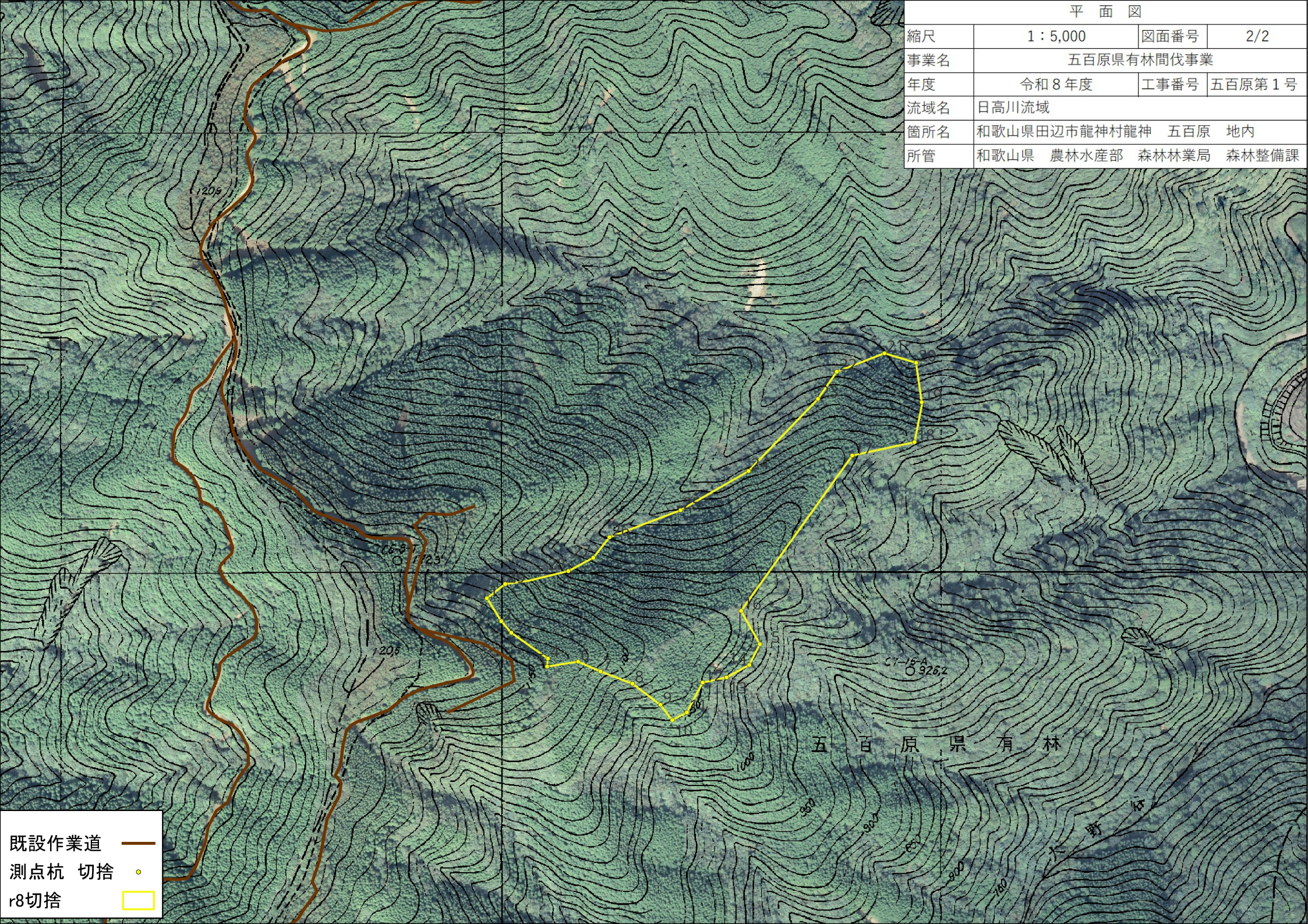


縮尺	1 : 5,000	図面番号	1/2
事業名	五百原県有林間伐事業		
年度	令和 8 年度	工事番号	五百原第 1 号
流域名	日高川流域		
箇所名	和歌山県田辺市龍神村龍神 五百原 地内		
所管	和歌山県 農林水産部 森林林業局 森林整備課		



- 既設作業道 ————
- 測点杭 搬出 ●
- 作業道 ————
- r8搬出 □

縮尺	1：5,000	図面番号	2/2
事業名	五百原県有林間伐事業		
年度	令和 8 年度	工事番号	五百原第 1 号
流域名	日高川流域		
箇所名	和歌山県田辺市龍神村龍神 五百原 地内		
所管	和歌山県 農林水産部 森林林業局 森林整備課		

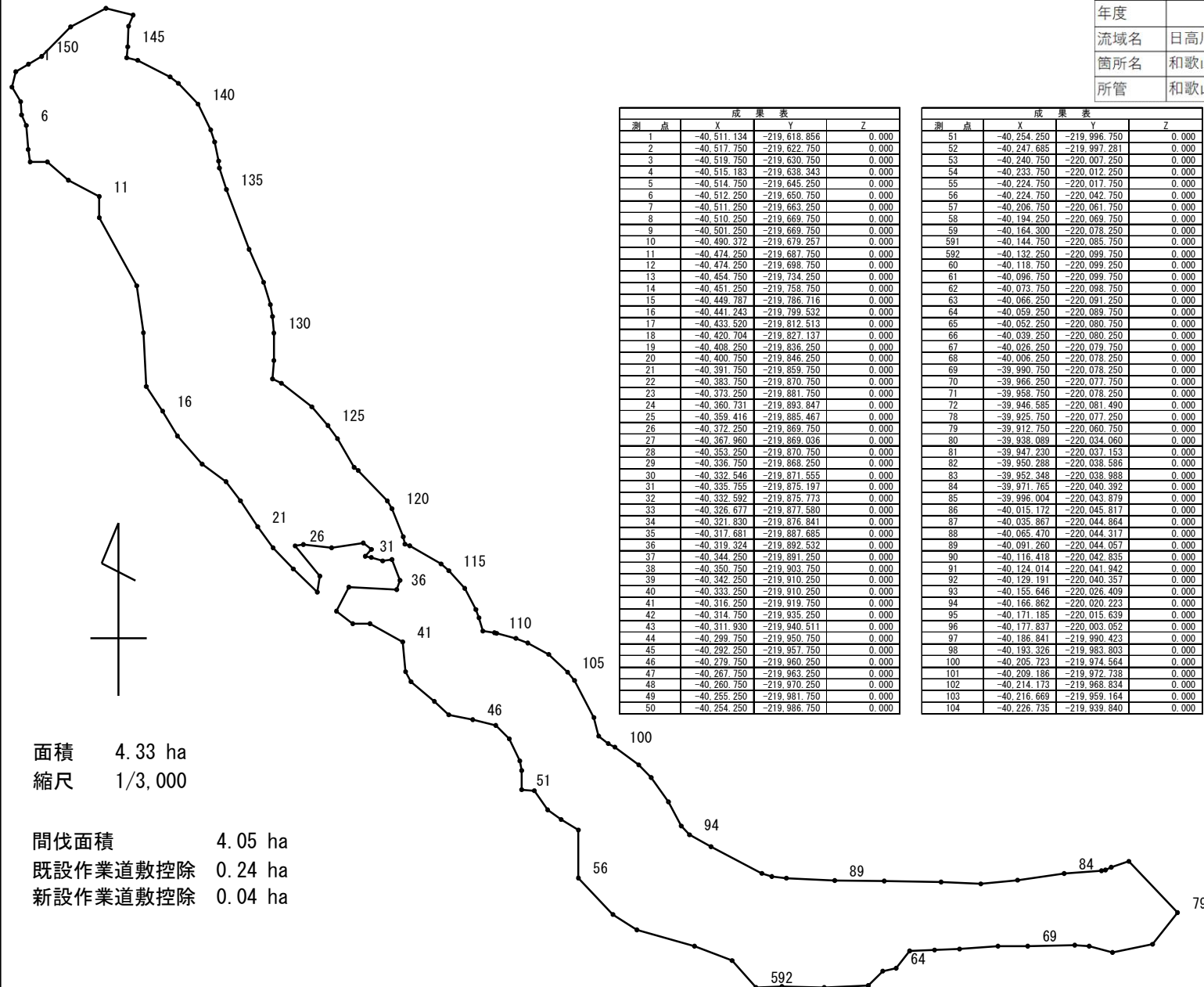


施 業 図			
縮尺	1 : 3,000	図面番号	1/2
事業名	五百原県有林間伐事業		
年度	令和 8 年度	工事番号	五百原第 1 号
流域名	日高川流域		
箇所名	和歌山県田辺市龍神村龍神 五百原 地内		
所管	和歌山県 農林水産部 森林林業局 森林整備課		

成 果 表			
測 点	X	Y	Z
1	-40,511.134	-219,618.856	0.000
2	-40,517.750	-219,622.750	0.000
3	-40,519.750	-219,630.750	0.000
4	-40,515.183	-219,638.343	0.000
5	-40,514.750	-219,645.250	0.000
6	-40,512.250	-219,650.750	0.000
7	-40,511.250	-219,663.250	0.000
8	-40,510.250	-219,669.750	0.000
9	-40,501.250	-219,669.750	0.000
10	-40,490.372	-219,619.251	0.000
11	-40,474.250	-219,687.750	0.000
12	-40,474.250	-219,698.750	0.000
13	-40,454.750	-219,734.250	0.000
14	-40,451.250	-219,758.750	0.000
15	-40,449.787	-219,786.716	0.000
16	-40,441.243	-219,799.532	0.000
17	-40,433.520	-219,812.513	0.000
18	-40,420.704	-219,827.137	0.000
19	-40,408.250	-219,836.250	0.000
20	-40,400.750	-219,846.250	0.000
21	-40,391.750	-219,859.750	0.000
22	-40,383.750	-219,870.750	0.000
23	-40,373.250	-219,881.750	0.000
24	-40,360.731	-219,893.847	0.000
25	-40,359.416	-219,885.467	0.000
26	-40,372.250	-219,869.750	0.000
27	-40,367.960	-219,869.036	0.000
28	-40,353.250	-219,870.750	0.000
29	-40,336.750	-219,868.250	0.000
30	-40,332.546	-219,871.555	0.000
31	-40,335.755	-219,875.197	0.000
32	-40,332.592	-219,875.773	0.000
33	-40,326.677	-219,877.580	0.000
34	-40,321.830	-219,876.841	0.000
35	-40,317.681	-219,887.685	0.000
36	-40,319.324	-219,892.532	0.000
37	-40,344.250	-219,891.250	0.000
38	-40,350.750	-219,903.750	0.000
39	-40,342.250	-219,910.250	0.000
40	-40,333.250	-219,910.250	0.000
41	-40,316.250	-219,919.750	0.000
42	-40,314.750	-219,935.250	0.000
43	-40,311.930	-219,940.511	0.000
44	-40,299.750	-219,950.750	0.000
45	-40,292.250	-219,957.750	0.000
46	-40,279.750	-219,960.250	0.000
47	-40,267.750	-219,963.250	0.000
48	-40,260.750	-219,970.250	0.000
49	-40,255.250	-219,981.750	0.000
50	-40,254.250	-219,986.750	0.000

成 果 表			
測 点	X	Y	Z
51	-40,254.250	-219,996.750	0.000
52	-40,247.685	-219,997.281	0.000
53	-40,240.750	-220,007.250	0.000
54	-40,233.750	-220,012.250	0.000
55	-40,224.750	-220,017.750	0.000
56	-40,224.750	-220,042.750	0.000
57	-40,206.750	-220,061.750	0.000
58	-40,194.250	-220,069.750	0.000
59	-40,164.300	-220,078.250	0.000
591	-40,144.750	-220,085.750	0.000
592	-40,132.250	-220,099.750	0.000
60	-40,118.750	-220,099.250	0.000
61	-40,096.750	-220,099.750	0.000
62	-40,073.750	-220,098.750	0.000
63	-40,066.250	-220,091.250	0.000
64	-40,059.250	-220,089.750	0.000
65	-40,052.250	-220,080.750	0.000
66	-40,039.250	-220,080.250	0.000
67	-40,026.250	-220,079.750	0.000
68	-40,006.250	-220,078.250	0.000
69	-39,990.750	-220,078.250	0.000
70	-39,966.250	-220,077.750	0.000
71	-39,958.750	-220,078.250	0.000
72	-39,946.585	-220,081.490	0.000
78	-39,925.750	-220,077.250	0.000
79	-39,912.750	-220,060.750	0.000
80	-39,938.089	-220,034.060	0.000
81	-39,947.230	-220,037.153	0.000
82	-39,950.288	-220,038.586	0.000
83	-39,952.348	-220,038.988	0.000
84	-39,971.765	-220,040.392	0.000
85	-39,996.004	-220,043.879	0.000
86	-40,015.172	-220,045.817	0.000
87	-40,035.867	-220,044.864	0.000
88	-40,065.470	-220,044.317	0.000
89	-40,091.260	-220,044.057	0.000
90	-40,116.418	-220,042.835	0.000
91	-40,124.014	-220,041.942	0.000
92	-40,129.191	-220,040.357	0.000
93	-40,155.646	-220,026.409	0.000
94	-40,166.862	-220,020.223	0.000
95	-40,171.185	-220,015.538	0.000
96	-40,177.837	-220,003.822	0.000
97	-40,186.841	-219,990.423	0.000
98	-40,193.326	-219,983.803	0.000
99	-40,205.723	-219,974.564	0.000
101	-40,209.186	-219,972.738	0.000
102	-40,214.173	-219,968.834	0.000
103	-40,216.669	-219,959.164	0.000
104	-40,226.735	-219,939.840	0.000

成 果 表			
測 点	X	Y	Z
105	-40,230.339	-219,935.560	0.000
106	-40,240.173	-219,926.276	0.000
107	-40,251.084	-219,920.351	0.000
108	-40,257.299	-219,917.919	0.000
109	-40,267.283	-219,915.290	0.000
110	-40,268.448	-219,914.984	0.000
111	-40,274.477	-219,914.122	0.000
112	-40,276.529	-219,907.205	0.000
113	-40,278.150	-219,902.881	0.000
114	-40,283.919	-219,891.887	0.000
115	-40,282.220	-219,882.653	0.000
116	-40,296.273	-219,879.140	0.000
117	-40,312.594	-219,869.700	0.000
118	-40,315.062	-219,868.842	0.000
119	-40,315.944	-219,864.983	0.000
120	-40,321.812	-219,850.399	0.000
121	-40,324.244	-219,846.346	0.000
122	-40,339.383	-219,830.468	0.000
123	-40,341.507	-219,828.863	0.000
124	-40,350.184	-219,813.921	0.000
125	-40,355.170	-219,807.020	0.000
126	-40,363.546	-219,797.293	0.000
127	-40,379.401	-219,785.035	0.000
128	-40,384.028	-219,782.764	0.000
129	-40,383.319	-219,773.176	0.000
130	-40,383.319	-219,758.855	0.000
131	-40,384.058	-219,750.288	0.000
132	-40,385.139	-219,744.073	0.000
133	-40,388.854	-219,732.458	0.000
134	-40,396.223	-219,715.301	0.000
135	-40,408.050	-219,684.097	0.000
136	-40,411.718	-219,672.919	0.000
137	-40,412.104	-219,669.277	0.000
138	-40,414.192	-219,659.349	0.000
139	-40,416.219	-219,652.999	0.000
140	-40,422.820	-219,639.629	0.000
141	-40,433.070	-219,628.800	0.000
142	-40,437.393	-219,625.422	0.000
143	-40,454.235	-219,616.806	0.000
144	-40,459.979	-219,615.493	0.000
145	-40,459.420	-219,609.769	0.000
146	-40,458.999	-219,599.045	0.000
147	-40,456.807	-219,593.253	0.000
148	-40,470.779	-219,589.707	0.000
149	-40,489.181	-219,599.401	0.000
150	-40,504.250	-219,614.750	0.000

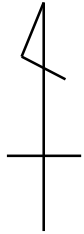


面積 4.33 ha
縮尺 1/3,000

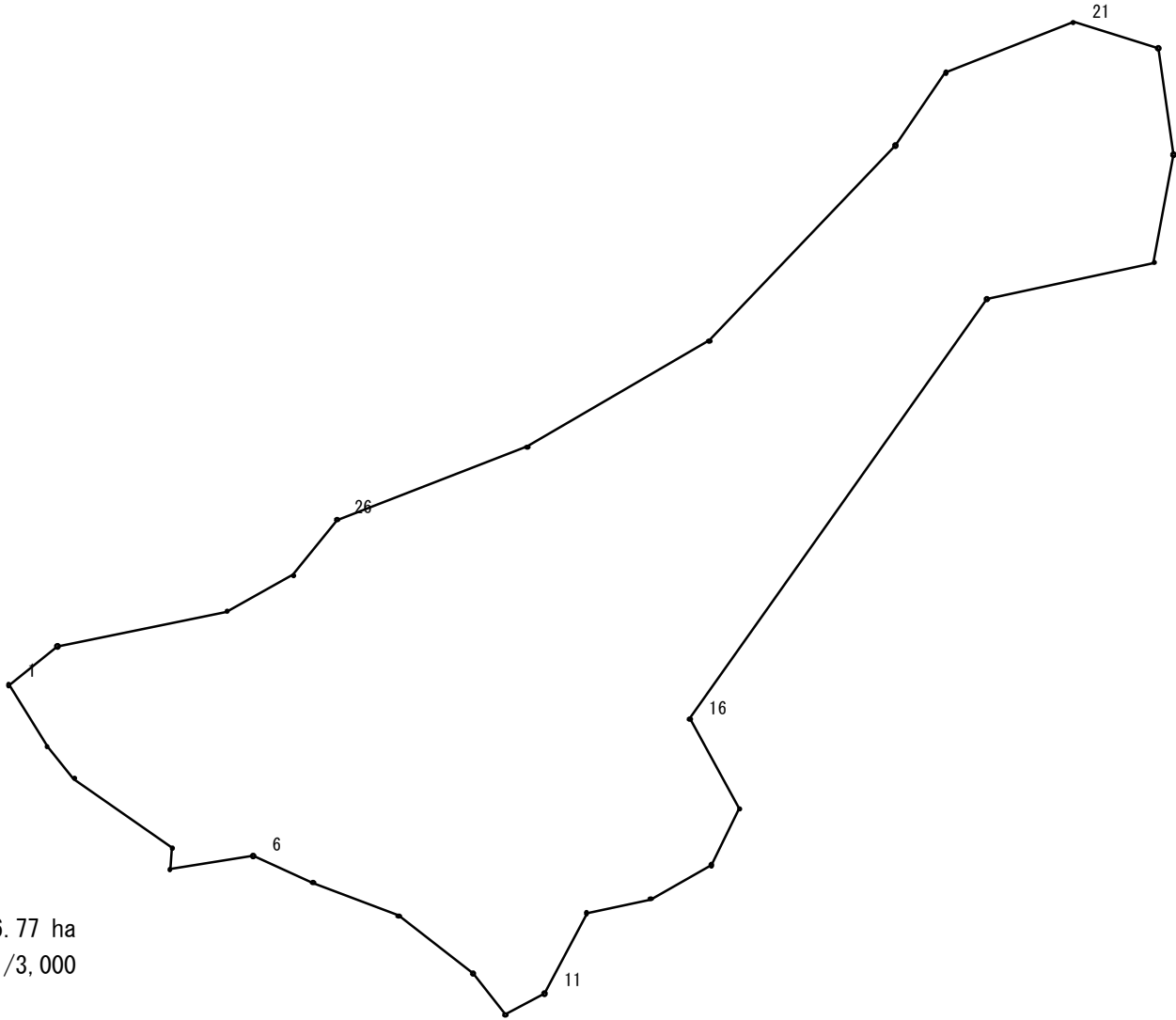
間伐面積 4.05 ha
既設作業道敷控除 0.24 ha
新設作業道敷控除 0.04 ha

施 業 図			
縮尺	1 : 3,000	図面番号	2/2
事業名	五百原県有林間伐事業		
年度	令和 8 年度	工事番号	五百原第 1 号
流域名	日高川流域		
箇所名	和歌山県田辺市龍神村龍神 五百原 地内		
所管	和歌山県 農林水産部 森林林業局 森林整備課		

成 果 表			
測 点	X	Y	Z
1	-40,278.751	-219,181.291	0.000
2	-40,262.515	-219,207.317	0.000
3	-40,251.044	-219,220.507	0.000
4	-40,209.501	-219,249.794	0.000
5	-40,210.464	-219,258.889	0.000
6	-40,175.221	-219,253.264	0.000
7	-40,149.836	-219,264.424	0.000
8	-40,113.553	-219,278.303	0.000
9	-40,081.749	-219,302.346	0.000
10	-40,068.260	-219,319.800	0.000
11	-40,051.740	-219,310.975	0.000
12	-40,033.808	-219,276.999	0.000
13	-40,006.596	-219,271.179	0.000
14	-39,980.799	-219,257.022	0.000
15	-39,968.845	-219,233.428	0.000
16	-39,990.114	-219,195.594	0.000
17	-39,863.879	-219,019.272	0.000
18	-39,793.147	-219,004.042	0.000
19	-39,785.028	-218,958.687	0.000
20	-39,791.455	-218,914.020	0.000
21	-39,827.329	-218,903.190	0.000
22	-39,881.478	-218,924.173	0.000
23	-39,902.799	-218,954.970	0.000
24	-39,981.653	-219,036.870	0.000
25	-40,058.933	-219,081.395	0.000
26	-40,139.557	-219,112.021	0.000
27	-40,158.016	-219,135.342	0.000
28	-40,186.292	-219,150.450	0.000
29	-40,258.060	-219,165.149	0.000



面積 6.77 ha
縮尺 1/3,000



本 工 事 内 訳 表							
区分	名称	種別	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費	間伐		10.86	ha			明細表No.1
			10.86	ha			

諸経費率：森林整備B

区 分							備 考
直接工事費							
間接工事費	積み上げ による 加算額	運搬費					
		準備費					
		仮設費					
	控除額						
	対象額						
	共通仮設費						
	共通仮設費計						
	純工事費						
	現場管理費						
	間接工事費計						
工事原価計							
一般管理費							
工事価格							
消費税相当額			10%				
本工事費計							

No.1 明 細 表						
構造 間伐						
種別	数量	単位	単価	金額	単価表番号	備考
搬出間伐	1.00	式			No.1	
作業道支障木伐採	1.00	式			No.1	
森林作業道	1.00	式			No.1	
切捨間伐	1.00	式			No.1	
計						

No. 1		間伐		単 価 表			1号 単価表	
1 式あたり								
名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考	
搬出間伐(列状間伐)	伐採率 20%	4.05	ha			No2単価表	4.05ha=4.33-0.24-0.04 既設作業道敷0.24ha 新設作業道敷0.04ha ヒノキ198.889m3	
作業道敷伐採		0.04	ha			No7単価表	スギ36.415m3 、ヒノキ11.734m3	
森林作業道作設		102.00	m			No11単価表		
切捨間伐(定性間伐)	伐採率 25%	6.77	ha			No17単価表		
	合計							

No. 2	搬出間伐(列状間伐)				単 価 表		2号 単価表	
1 haあたり								
名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考	
選木	搬出間伐分(列状間伐)	253.00	本			No3単価表		
伐倒	搬出間伐分(列状間伐)	253.00	本			No4単価表		
機械造材(プロセッサ)	搬出間伐分(列状間伐)	58.10	m3			No5単価表		
集材(グラップル)	搬出間伐分(列状間伐)	58.10	m3			No6単価表		
	合計							

No. 3	選木(搬出間伐(列状間伐))					単 価 表		3号 単価表
普通作業員					100 本			
名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考	
特殊作業員			人					
普通作業員			人					
諸雑費		1.00	式					
	合計							
	1本当り							

No. 4	伐倒(搬出間伐(列状間伐))					単 価 表		4号 単価表
28cm以上 普通作業員					100 本			
名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考	
特殊作業員			人					
普通作業員			人					
諸雑費		1.00	式					
	合計							
	1本当り							

No. 5	機械造材(プロセッサ)(搬出間伐(列状間伐))				単 価 表		5号 単価表
プロセッサ運転_山積0.28/平積0.20m3_標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第2次基準値)							丸太10 m3
名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
特殊運転手			人				
軽油			l				
プロセッサ損料			h				
	合計 10.05m3当たり						林地残材0.05m3
	1m3当り						

No. 6	集材(グラップル)(搬出間伐(列状間伐))				単 価 表		6号 単価表
ウインチ併用				丸太10 m3当たり			
名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
特殊運転手			人				
普通作業員			人				
諸雑費		1.00	式				
	合計 10.05m3当たり						林地残材0.05m3
	1m3当り						

No. 7		搬出間伐(作業道敷)				単 価 表		7号 単価表	
1 haあたり									
名 称		種 別		数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
伐倒		作業道敷		1266.00	本			No8単価表	
機械造材(プロセッサ)		作業道敷		293.25	m3			No9単価表	
集材(グラップル)		作業道敷		293.25	m3			No10単価表	
		合計							

No. 8	伐倒(搬出間伐(作業道敷))				単 価 表		8号 単価表
28cm以上 普通作業員				100 本			
名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
特殊作業員			人				
普通作業員			人				
諸雑費		1.00	式				
	合計						
	1本当り						

No. 9	機械造材(プロセッサ)(搬出間伐(作業道敷))				単 価 表		9号 単価表
プロセッサ運転_山積0.28/平積0.20m3_標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第2次基準値)							丸太10 m3
名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
特殊運転手			人				
軽油			l				
プロセッサ損料		1.50	h				
	合計 10.05m3当たり						林地残材0.05m3
	1m3当り						

No. 10	集材(グラップル)(搬出間伐(作業道敷))				単 価 表		10号 単価表
直取り				丸太10 m3当たり			
名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
特殊運転手			人				
諸雑費		1.00	式				
	合計 10.05m3当たり						林地残材0.05m3
	1m3当り						

No. 11		森林作業道(幅員:2.50m) バックホウ山積0.28/平積0.20m3				単 価 表		11号 単価表	
幅員:2.50m バックホウ_山積0.28/平積0.20m3_標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第2次基準値)								102 m	
名 称		種 別		数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
切土		礫質土		95.00	m3			12号単価表	
ルーズ積込み(横断流用)				85.00	m3			14号単価表	
盛土締固		バックホウ締固め		31.00	m3			15号単価表	盛土数量-表土ブロック分控除
盛土法面整形(表土ブロック積み)				180.00	m2			16号単価表	
		合計							
		1m当り							

No. 12		バックホウ掘削				単 価 表		12号 単価表		
クローラ型 バックホウ_山積0.28/平積0.20m3_標準型・超低騒音型・排出ガス対策型									1	m3
名 称		種 別		数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考	
礫質土		地山(普通)		1.00	m3			13号単価表		

No. 13	バックホウ運転				単 価 表		13号 単価表	
クローラ型 バックホウ_山積0.28/平積0.20m3_標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第2次基準値)							1 日	
名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考	
特殊運転手			人					
軽油			l					
機械損料			供用日					
	合計							
	1日当り							

No. 14		ルーズ積み				単 価 表		14号 単価表	
クローラ型 バックホウ_山積0.28/平積0.20m3_標準型・超低騒音型・排出ガス対策型								1	m3
名 称		種 別		数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
地山(ルーズ)				1.00	m3			13号単価表	

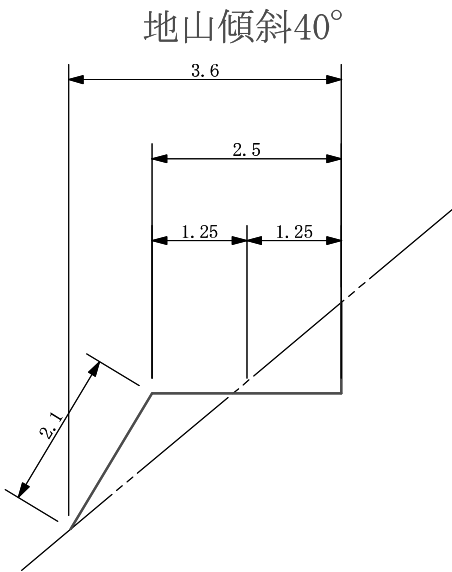
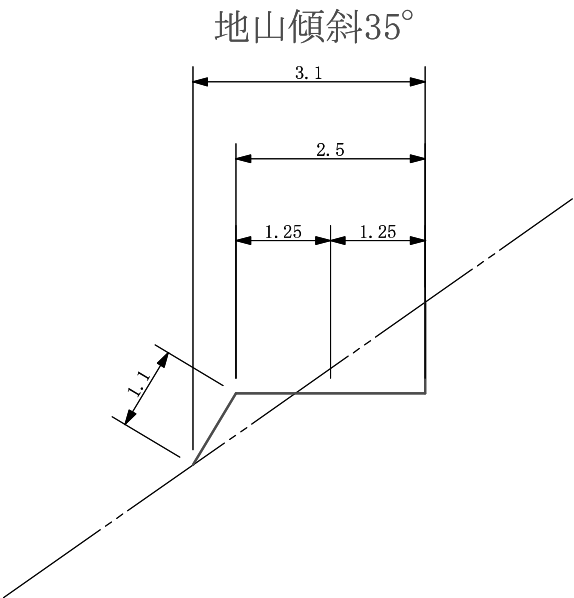
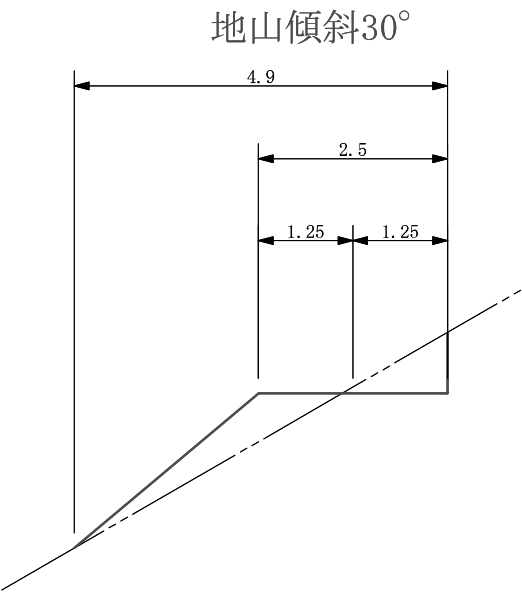
No. 16		盛土法面整形【表土ブロック積工】				単 価 表		16号 単価表	
クローラ型 バックホウ_山積0.28/平積0.20m3_標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第2次基準値)								100	m2
名 称		種 別		数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
バックホウ運転		クローラ型 バックホウ_山積0.28/ 平積0.20m3_標準型・超低騒音 型・排出ガス対策型(第2次基準 値)			h				
		合計							
		1m2当り							

No. 17		切捨間伐(定性間伐)				単 価 表		17号 単価表	
		伐採率25%				1 haあたり			
名 称		種 別		数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
選木		定性間伐分		350.00	本			No18単価表	
伐倒		定性間伐分		350.00	本			No19単価表	
		合計							

No. 18	選木(切捨間伐(定性間伐))				単 価 表		18号 単価表	
山地(B) 普通作業員				100 本				
名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考	
特殊作業員			人					
普通作業員			人					
諸雑費		1.00	式					
	合計							
	1本当り							

No. 19	伐倒(切捨間伐(定性間伐))					単 価 表		19号 単価表	
22cm以上28cm未満 普通作業員								100	本
名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考		
特殊作業員			人						
普通作業員			人						
諸雑費		1.00	式						
	合計								
	1本当り								

標準断面図



	掘削	盛土	伐開	表土積
30	0.70	1.10	4.90	
35	1.00	0.40	3.10	1.10
40	0.90	1.00	3.60	2.10

五百原県有林間伐事業仕様書

I 総則

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、和歌山県が発注する五百原県有林間伐事業に係る請負契約書および設計図書の実施方法等について、請負者が遵守すべき標準的な事項について示すものである。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、特記仕様書で示すこととし、本仕様書に優先するものとする。
- (3) 本仕様書または特記仕様書に定めのないもの、またはこれによりがたいときは監督員の指示を受けるものとする。

2 一般的事項

請負者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業着手時に、実施区域の確認を行わなければならない。この時、設計図書に示す面積と異なる場合は、設計図書の数量等に関して監督員と協議を行ったうえで変更契約の対象とすることができる。
- (2) 事業の施行にあたり所定の手続きをなし、関係法規を守らなければならない。
- (3) 仕様書の内容については、作業員に十分徹底するよう措置するとともに、労働安全衛生法ならびに労働安全衛生規則で規定された作業を行う場合には、必要な資格、免許を有する者に作業をさせるほか、作業員に必要な安全教育を行わなくてはならない。
- (4) 作業において発生した伐倒木、枝条等については、次の各号に留意し、危険や障害を引き起こさないように処理しなければならない。
 - ア 斜面での落下等の防止のための固定
 - イ 川、沢筋等への流入防止
 - ウ 完全な伐倒処理（かかり木状態にならないこと）
- (5) 事業実施のため、一般交通や周辺施設等に損害等を及ぼすおそれのある場合には、監督員と協議をして適当な防護措置を講じなければならない。
- (6) 事業完了時には、資材、ごみ等の散乱放置がないように跡地の整理をしなければならない。
- (7) 事業の実施に際しては、監督員が指示する書類を作成しなければならない。
- (8) 作業等の実施前、実施中及び完成の状況が明らかに確認できる状況写真を整備しなければならない。

II 作業

3 間伐

- (1) 切捨間伐（搬出を伴わない間伐）
 - ア 切捨間伐対象木の選木は、残存木の配置状況や形質の向上を配慮しつつ、以下によ

り行うこととする。

- 1 被圧木等の劣勢木、病虫獣害の被害木、分岐木および曲がり木等を主体に選木すること。

(2) 搬出間伐（伐倒木の搬出を伴う間伐）

ア 伐採木の選木は、残存木の配置状況や形質の向上を配慮しつつ、以下により行うこととする。

- 1 優勢木の成長に支障のある木を優先して選木すること。
- 2 1の選木結果により、残存させる育成目的樹種の間隔が著しく広がってしまう場合、その箇所については、優勢木の成長に支障のある木のほか、劣勢木であっても最小限残存させることとする。
- 3 有用天然木等は、育成目的樹種の生育に支障がないと見込める場合には可能な限り残存させること。
- 4 枯死木は間伐実績の対象としない。

イ 伐倒にあたっては、残存木を損傷しないように、またかかり木を生じないように丁寧に行うこと。

ウ 歩道および作業道等の付近においては、通行や利用の支障にならないように伐採方向に配慮するとともに伐倒木は片付けておくこと。

エ 伐倒木は、区域外に流出等することがないように整理すること。

オ 伐採本数の出来形管理については、「森林整備施工管理基準」の間伐に準じプロット調査もしくは全数管理によることとし、これによりがたい場合は監督員との協議により決定すること。

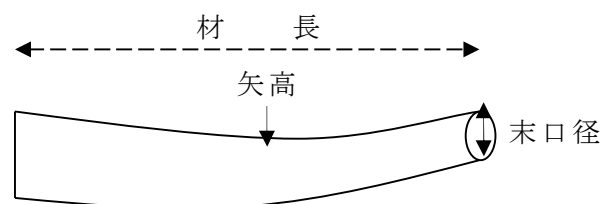
カ 着手前に標準地等により伐採、搬出予定木を示して監督員の確認を受けること。

キ 伐採木のうち、作業道の簡易構造物の材料として利用するものは搬出材として計上しないこと。

ク 造材にあたっては、伐採木の大小形状等を勘案し、材の価値が有利となるよう曲りや長さに配慮すること。

(ア) 曲り

矢高（曲り）が最小となるよう玉切を行うこと。



(イ) 長さ

末口径、長さに応じて必要な予尺をとること。

(ウ) 枝払い、枝の付け根から幹に接して平滑に削り落とすこと。

(エ) 必要に応じて根張り部分を削り落とすこと。

ケ 搬出にあたっては、伐採木の利用率や搬出率について、監督員の確認を受けること。

コ 搬出材積は、仕様書の明細表記載の搬出材積以上とする。なお、搬出材積の計算方法は、素材の日本農林規格によるものとする。また、搬出材は末口元口の向きをそろえて集積したうえで、樹種、末口径、長さを計測すること。

サ 仕様書の明細表記載の搬出材積は、別紙「標準地調査表」及び「搬出間伐材の参考造材表」に基づき、算出したものである。

シ 搬出材は、売り払い伝票等により材積を管理すること。

ス 造材に伴って発生した末木枝条は林地に整理すること。

4 作業道

作業道は、事業地から伐採木を搬出することを目的として作設するものとし、和歌山県森林作業道作設指針に基づき実施するものとする。

(1) 幅員は全幅員2.5m以上を確保するものとする。

(2) 作業ポイント、車廻しを設置する場合は、監督員と協議のうえ設置するものとする。

(3) 伐採木を利用して簡易構造物を設置する場合は、利用量を管理しなければならない。

森林整備施工管理基準

この森林整備施工管理基準は、森林整備の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

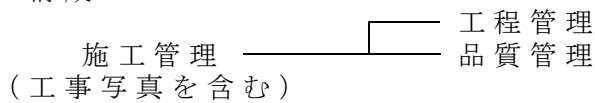
1 目的

この基準は、森林整備の施工について、契約図書に定められた森林整備の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 適用

この基準は和歌山県が発注する森林整備について適用する。ただし、建設工事と一体として発注した（山腹工事等をいう。）ものにあつては、建設工事施工管理基準と併用し、互いに補完しながら品質、規格の確保を図るものとする。

3 構成



4 管理の基準

- （1）請負者は、森林整備施行前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- （2）施工管理担当者は、当該森林整備の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- （3）請負者は測定等を森林整備の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- （4）請負者は、測定等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5 管理項目及び方法

工程管理

請負者は、工程管理を森林整備の内容に応じた方式（バーチャート等）により作成した、実施工程表により行うものとする。

6 その他

（1）工事写真

請負者は、森林整備の状況写真を施工管理の手段として、各施工段階及び完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を写真管理基準（別表）に基づき撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

写真管理基準

(適用範囲)

- 1 この写真管理基準は、森林整備施工管理基準7の1に定める森林整備の撮影に適用する。

(写真の分類)

- 2 森林整備写真は次のように分類する。
 - 工事写真
 - 着手前及び完成写真
 - 施工状況写真
 - 安全管理写真
 - 仕様材料写真
 - 品質管理写真
 - 出来形管理写真
 - その他

(写真撮影基準)

- 3 森林整備の写真撮影は、別紙撮影箇所一覧に示すものを標準とする
 - (1) 写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。
 - ① 工事年度
 - ② 工事名
 - ③ 工種等
 - ④ 測点又は位置
 - ⑤ 設計寸法
 - ⑥ 実測寸法
 - ⑦ 略図なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付して整理する。
 - (2) 特殊な場合で、監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の色彩)

- 4 写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

- 5 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。但し着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマとすることができる。

(写真帳の大きさ)

- 6 写真帳はA4版アルバムとする。

(写真の提出部数)

- 7 森林整備写真帳は、完了時に1部提出する。

(写真の整理)

- 8 写真の整理方法は次によるものとする。
 - (1) 撮影基準等で撮影した全ての写真を整理して提出する。
 - (2) アルバムの整理については、全体の流れが解るものを作成し、工種毎にその過程(着手前、施工状況、出来形管理、完成等)が容易に把握出来るようにする。
 - (3) 施工状況、安全管理、仕様材料、品質管理、出来形管理写真等はそれぞれ分類して整理する。

9. チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育
本業務に従事する者は、労働安全衛生規則第36条の規定に基づく特別教育を終了した者であること。

10. 留意事項

本施工地は保安林内であるため、立木竹の伐採、損傷、下草、落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、土地の形質の変更等、保安林機能を損なう行為は禁止する。

これに違反した場合は、原状回復を指示するので、請負者は速やかにその指示に従わなければならない。

なお、これに要する経費は、請負者が負担しなければならない。

詳細内容については、「和歌山県情報館 土木請負工事必携
(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/k-hikkei2809/index.html>)」
よりダウンロードすること。

令和8年度五百原第1号五百原県有林間伐事業 令和8年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業 特記仕様書

1. 一般事項

- (1) 本森林整備工事の施工に際しては、図面、仕様書に示すほか、『和歌山県土木工事共通仕様書』及び『和歌山県土木工事施工管理基準』、『治山工事標準仕様書』により施工すること。

2. 工程管理

- (1) 工事の施工に際しては、契約締結後14日以内に工程表及び現場代理人等通知書を提出のうえ、監督員と工程打合せを行い、その指示に従うこと。
- (2) 毎月末の工事進捗状況を、監督員に報告するとともに、監督員が工程表を請求した場合、速やかに提出すること。また、工程管理については十分留意し施工すること。

3. 安全管理

- (1) 工事の安全管理については、関係法令、規則（労働安全衛生法、労働安全衛生法施工令、労働安全衛生規則 等）、『森林土木工事安全施工技術指針』を遵守し施工すること。
- (2) 工事施工区域内ではヘルメットの着用を徹底すること。
- (3) チェンソー、刈り払い機の使用には十分注意し、『チェンソー取り扱い作業指針』および『林業における刈り払い機使用に係る安全作業指針』を遵守すること。

4. 現場管理

- (1) 工事写真
各工種の施工状況が明確に確認できるよう撮影し、監督員の指示があればすみやかに提出できるよう、常に整理しておくこと。
- (2) 工事使用材料
工事使用材料、特に2次製品並びにこれに類するものについては、工事材料使用承認願を監督員に提出し承諾を受けること。また、その品質証明並びに納品伝票についても整理すること。

5. 留意事項

- (1) 工事の設計変更
森林整備工事請負契約書に基づき設計図書の変更を行うことがあるので、工事材料等の納品については留意すること。
- (2) 調査への協力
受注者は工事現場において、発注者が実施する歩掛けの実態調査等、必要な協力を行わなければならない。

6. 工期等

工期については、厳守すること。

- (1) 工程管理を徹底し、工事の施工が工期末に偏らないこと。また、工事完成関係書類は、全て工期内に監督員に提出すること。
- (2) 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、請負人がその責任において定めること。
- (3) 工事の着手は特別な事情がない限り、工事開始後30日以内に着手すること。

※工事完成日は、工事完成書類をすべて提出し、監督員が受理した日とする。

7. 現場代理人および主任技術者等

現場代理人は、原則として現場に常駐であること。但し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、且つ発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、常駐を要しないこととすることが出来る。

8. 工事関係提出書類

「和歌山県土木工事共通仕様書」及び「和歌山県土木工事施工管理基準」に基づき工事写真等関係書類を適正に整備するとともに、提出期限は厳守すること。

なお、工事写真等関連書類等のうち、監督員を経由するものについては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとする。

9. 打ち合わせ簿の作成について

事業の実施について、書類の提出や、発注者と打ち合わせを行った場合は、打ち合わせ簿に記録し、発注者に提出すること。

10. チェーンオイルの種類について

治山事業の森林整備で使用するチェーンオイルは、環境への負荷の軽減や、水源地等環境への配慮が必要な箇所であることから、「バイオオイル（生分解性植物油）」を使用すること。

『和歌山県土木工事共通仕様書』より抜粋

第14 編 森林土木編

第6章 森林整備

第1 節 適用

1. 森林整備の材料及び施工については、第 1 編共通編及び第 14 編第 3 章山腹工によるもののほか、本章によらなければならない。なお、記載がないものについては農林水産省林野庁制定の「治山工事標準仕様書」を準用するものとする。
2. 本章は、治山事業で行う森林整備に適用するものとする。

第3 節 保育

14-6-3-3 本数調整伐、除伐

1. 本数調整伐の対象木が標示していない場合は、標準地又は、類似林分の選木状況に準じ対象木を選木しなければならない。
2. 伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
3. 伐倒木の伐採高は、おおむね地上30cm以内としなければならない。
4. 伐倒木は、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。
5. 伐倒木は、後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものは等高線に平行に存置しなければならない。

『森林整備保全事業工事標準仕様書』より抜粋

5-8-3-5 本数調整伐、受光伐、除伐

1. 受注者は、本数調整伐・受光伐・除伐の施工に当たり、伐採対象木が標示していない場合は、標準地又は、類似林分の選木状況に準じ対象木を選木しなければならない。
2. 受注者は、伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
3. 受注者は、かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。
4. 受注者は、伐倒木については、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りしなければならない。
5. 受注者は、伐倒木については、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものは移動等しないよう等高線に平行に存置しなければならない。
6. 受注者は、本数調整伐・除伐においては、林分保護のため、林縁木については原則として伐採はしてはならない。

『森林土木工事安全施工技術指針』より抜粋

第2編 準備・架設・付帯工事

第5章 準備作業

第1節 一般事項

1. 一般事項

- (1) 経験を有しない作業員及び経験の少ない作業員を伐倒等の作業に就労させる場合は、作業着手前に労働安全衛生規則等に基づく安全指導を行うこと。
- (2) 作業を行う場合には、あらかじめ作業手順、作業員の配置、合図の方法等の作業計画を定め、事前に打ち合わせを行う等により周知するとともに、当該作業に当たってはその作業を指揮する者を選ぶなどして安全の確保に努めること。

2. 立入禁止

伐木、造材等の作業を行っている場所の下方で伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又はすべることによる危険を生ずるおそれのあるところには立ち入らせないこと。

3. 悪天候時の作業の禁止

強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想されるときは、伐木、造材等の作業を行わせないこと。

第3節 チェンソーの取扱い

1. 一般事項

- (1) チェンソーは、点検項目を定め、始業時、毎週1回、毎月1回、定期的にそれぞれの期間に応じた点検項目について、点検を行うこと。
なお、点検により異常が認められたときには、直ちに補修、その他必要な措置を講ずること。
- (2) ソーチェーンは、定期的に目立てを行い、予備のソーチェーンを作業場所に持参して適宜交換する等常に最良の状態で使用すること。
- (3) チェンソーを用いて作業を行う場合には、次の保護具を使用させること。
 - ① 防寒服、防振及び防寒のための手袋
 - ② 耳栓等の防音保護具
 - ③ チェンソー作業用防護衣
 - ④ 安全靴
 - ⑤ 保護帽、保護網、保護眼鏡
 - ⑥ その他滑り止め等必要な保護具

2. 操作時間

- (1) 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値(5.0m/s²)を超えることがないよう振動ばく露時間の抑制、低振動のチェンソーの選定等を行うこと。

(2) 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値(5.0m/s²)を超えない場合であっても日振動ばく露対策値(2.5m/s²)を超える場合には振動ばく露時間の抑制、低振動のチェーンソーの選定等の対策に努めること。

(3) 日振動ばく露限界値(5.0m/s²)に対応した1日の振動ばく露時間（以下「振動ばく露限界時間」TL という。）を算出し、これが2時間を超える場合には、当面、1日の振動ばく露時間を2時間以下とすること。

ただし、チェーンソーの点検・整備を、製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した、時期及び方法により実施するとともに、使用する個々のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を、点検・整備の前後を含めて測定・算出している場合において、振動ばく露限界時間が当該測定・算出値の最大値に対応したものとなるときは、この限りでないこと。

なお、この場合であっても1日のばく露時間を4時間以下とすることが望ましい。

(4) 使用するチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」が把握できないものは、類似のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を参考に振動ばく露限界時間を算出し、これが2時間を超える場合には、1日の振動ばく露時間を2時間以下のできる限り短時間とすること。

(5) 一連続の振動ばく露時間は、10分以内とすること。

3. チェンソーの選定基準

- (1) 防振機構内蔵型で、かつ、振動及び騒音ができる限り少ないものを選ぶこと。
- (2) できる限り軽量なものを選び、大型のチェーンソーは、大径木の伐倒等やむを得ない場合に限って用いること。
- (3) ガイドバーの長さが、伐倒のために必要な限度を超えないものを選ぶこと。

4. 作業の進め方

- (1) 伐倒、集材、運材を計画的に組み合わせることにより、チェーンソーを取り扱わない日を設けるなどの方法により1週間のチェーンソーによる振動ばく露時間を平準化すること。
- (2) 下草払い、小枝払い等は、手鋸、手おの等を用い、チェーンソーの使用をできる限り避けること。
- (3) 大型の重いチェーンソーを用いる場合は、1日の振動ばく露時間及び一連続の振動ばく露時間を更に短縮すること。
- (4) チェンソーを無理に木に押しつけないように務めること。また、チェーンソーを持つときは、肘や膝を軽く曲げて持ち、かつ、チェーンソーを木にもたせかけるようにして、チェーンソーの重量をなるべく木で支えるようにし、作業者のチェーンソーを支える力を少なくすること。
- (5) 移動の際はチェーンソーの運転を止め、かつ、使用の際には高速の空運転を極力避

けること。

5. 作業上の注意について

- (1) 雨の中の作業等、作業員の身体を冷やすことは、努めて避けること。
- (2) 防振、防寒に役立つ厚手の手袋を用いること。
- (3) 作業中は軽く、かつ、暖かい服を着用すること。
- (4) 寒冷地における休憩は、できる限り暖かい場所で取るように心がけること。
- (5) エンジンをかけている時は、耳栓等を用いること。

第4節 伐木・造材作業

1. 一般事項

- (1) 伐倒する木にまつわるつる類及び周囲の小径木、かん木、笹、浮石等で作業の支障となるものは必ず除去すること。
- (2) 伐倒する木の周囲の状況をよく確かめ、枝がらみ、落下の恐れのある枯れ枝や冠雪などをよく見極めておくこと。
- (3) 枯損木、かかり木については、特殊な場合を除き、必ず事前に処理すること。
- (4) かかり木が生じないよう周囲の状況をよく見極めて、伐倒の方法及び手順を決めること。
- (5) 伐倒のときに跳ね返る恐れのある木等は、よく見極めて必ず切り払うこと。
- (6) 転落の恐れのある材や浮石は、あらかじめ取り除くか、ロープ止め、歯止め等の措置を講ずること。

2. 特別教育の実施

- (1) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理及び造材の作業を行う場合には、安全衛生特別教育規程（昭和 47 年 9 月 30 日付け労働省告示第 92 号）（以下「特別教育規程」という。）第 10 条に定める特別教育を修了した者が行うこと。
- (2) 車両系木材伐出機械及び簡易架線集材装置の運転の業務を行う場合には、特別教育規程第 8 条の 2、第 8 条の 3 及び第 9 条の 2 に定める特別教育を修了した者が行うこと。

3. 退避場所の選定

伐木の作業を行う場合には、あらかじめ、退避場所を選定し、伐倒の際には迅速に退避すること。

4. 障害物の取り除き

伐木の作業を行う場合には、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、浮石等で伐倒の際に危害を受けるおそれのあるものを取り除いておくこと。

5. 受け口及び追い口

- (1) 受け口の深さは、伐根直径の 4 分の 1 以上とすること。ただし、胸高直径が 70cm 以

上であるときは3分の1以上とすること。

(2) 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、30度以上45度以下とすること。

(3) 追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとし、水平に切り込むこと。

(4) 追い口切りの切り込みの深さは、つるの幅が伐根直径の10分の1程度残るようにし、切り込みすぎないこと。

6. 伐倒合図

(1) 伐木の作業を行う場合には、伐倒について一定の合図を定め、これらの合図を関係者に周知させること。

(2) 当該立木の伐倒の作業に従事する作業員以外の作業員に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、

当該立木の作業に従事する作業員に、あらかじめ前項の合図を行わせ、他の作業員が避難したことを確認した後でなければ伐倒してはならない。

7. かかり木の処理

(1) かかり木に係る調査及び記録

① 調査及び記録、作業計画

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(厚生労働省通達基発 0131第 1 号)」(以下「ガイドライン」という。)の6の(1)の表1又は別添1中の④伐倒対象の立木の状況(伐倒の対象となる立木の樹種・樹齢、胸高直径・樹高の状況、立木の大きさのばらつき及び立木の密度を含む。)、⑤つるがらみ・枝がらみの状況及び⑥枯損木・風倒木の状況に基づき、調査をし、その結果を記録すること。

上記の結果を踏まえ、ガイドラインの6の(3)のアの表3の2の④又は別添1の⑪に示すかかり木の処理の作業の方法に係る作業計画を定める場合には、かかり木の処理に使用する機械器具等を含めること。

② 必要な機械器具等の使用

①で定められた機械器具等を、作業現場に配置又は携行し、使用すること。

(2) 安全な作業の徹底

① 確実な退避の実施等

イ 退避場所の選定

かかり木の発生後速やかに、当該かかり木の場所から安全に退避できる退避場を選定すること。

ロ かかり木の状況の監視等

かかり木が発生した後、当該かかり木を一時的に放置する場合を除き、当該かかり木の処理の作業を終えるまでの間、かかり木の状況について常に注意を払うこと。

ハ 確実な退避の実施 かかり木の処理の作業を開始した後、当該かかり木がはずれ始めたときにはイで選定した退避場所に速やかに退避すること。また、かかり木の処理作業を開始する前において、当該かかり木により労働者に危険が生ずるおそれがある場合についても同様に退避すること。

② かかり木の速やかな処理

かかり木が発生した場合には、速やかに当該かかり木を処理するようにすること。ただし、速やかに、確実に処理することが困難である場合については、(3)に掲げる措置を的確に講ずること。

③ 適切な機械器具等の使用

車両系木材伐出機械、機械集材装置及び簡易架線集材装置（以下「車両系木材伐出機械等」という。）の使用の可否の別、かかっている木の径級、かかり木の状況により、次により機械器具等を使用すること。

イ 車両系木材伐出機械等を使用できる場合

車両系木材伐出機械等を使用できる場合においては、車両系木材伐出機械等を使用して、かかり木を外すようにすること。

また、車両系木材伐出機械等を使用する場合には、ガイドブロックを用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、急なウインチの操作、走行、ワイヤロープの巻取り等を行わないようにすること。

ロ イ以外の場合

(イ) かかっている木の胸高直径が 20cm 以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合けん引具等を使用して、かかり木を外すようにすること。また、けん引具等を使用する場合には、ガイドブロック等を用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、かかっている木の樹幹にワイヤロープを数回巻き付け、けん引具等によりけん引したときに、かかっている木が回転するようにすること。

(ロ) かかっている木の胸高直径が 20cm 未満であって、かつ、かかり木が容易に外れることが予想される場合木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木を外すようにすること。また、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ等を使用する場合には、かかっている木が安全な方向に外れるように回転させるようにすること。さらに、ロープを使用する場合には、必要に応じてガイドブロック等を用い、かかっている木を安全な方向に引き倒すようにすること。

④ かかり木処理の作業における禁止事項の遵守

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならない。

イ かかられている木の伐倒

ロ かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）

ハ かかっている木の元玉切り

ニ かかっている木の肩担ぎ

ホ かかり木の枝切り

(3) かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合の措置の徹底

かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合については、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に誤って近づかないよう、当該処理の作業に従事する者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示すること。

8. 材の転落防止 造材作業を行う場合には、転落し、又は滑ることにより、造材作業に従事する者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材については、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止する措置を講ずること。

工事関係提出書類一覧表

No.	様式名	作成者	宛名	提出期限	備考	頁
1	工程表	請負者	契約書の甲	契約後5日以内	S49.3.30和歌山県訓令第16号 別記第5号様式	4-2
2	下請負(委任)通知書	請負者	契約書の甲	下請負の通知を求められた時(施工体制 台帳を提出する場合は省略)	別記第7号様式	4-3
3	現場代理人等通知書	請負者	契約書の甲	契約締結後速やかに	別記第8号様式	4-4
	経歴書	〃	〃	契約締結後速やかに 現場代理人のみ省略	(第8号様式) 別紙	4-5
4	現場代理人等変更通知書	請負者	契約書の甲	変更の時	別記第9号様式	4-6
5	工期延長請求書	請負者	契約書の甲	工期延長を必要とする時	別記第10号様式	4-7
6	損害発生通知書	請負者	契約書の甲	損害発生後速やかに	別記第11号様式	4-8
7	完成通知書	請負者	契約書の甲	工事完成の日	別記第12号様式	4-9
8	引渡書	〃	〃	引渡の時	別記第13号様式	4-10
9	請負代金請求書	〃	〃	請求しようとする時	別記第14号様式	4-11
10	前払金請求書	請負者	契約書の甲	請求しようとする時	別記第15号様式	4-12
11	既済部分検査請求書	請負者	契約書の甲	希望月日の15日前	工事打合簿(別紙様式第2号)にて対応 し、別記第16号様式を省略	4-13
12	指定部分完成通知書	請負者	契約書の甲	部分完成の日	別記第17号様式	4-14
13	指定部分引渡書	請負者	契約書の甲	引渡の時	別記第18号様式	4-15
14	事故発生報告書	現場代理人	建設部長等	事故発生後速やかに	別紙 様式第1号	4-16
	事故報告書(請負業者用)	〃	〃	〃		4-17
	記入コード表	〃	〃	〃		4-46
15	工事打合簿	現場代理人・監督員		打合の都度	別紙 様式第2号	4-53
16	材料確認願	現場代理人	監督員	確認を受けようとする時	工事打合簿(別紙様式第2号)にて対応 し、別紙様式第3号を省略	4-54
17	段階確認書	現場代理人	監督員	事前に	工事打合簿(別紙様式第2号)にて対応 し、別紙様式第4号を省略	4-55
18	立会願	現場代理人	監督員	〃	別紙 様式第5号工事打合簿(別紙様式 第2号)にて対応し、別紙様式第5号を省略	4-56
19	現場発生日調書	現場代理人	監督員	発生日引渡の時	工事打合簿(別紙様式第2号)にて対応 し、別紙様式第6号を省略	4-57
20	工事材料確認書	現場代理人	監督員	使用前に	別紙様式第7号にて一覧表のみを提出 関係書類は請負者保管	4-58
-	施工計画書	現場代理人	監督員	契約後15日以内 (工期及び数量のみ変更の場合は省略)		
21	再生資源利用計画書	〃	〃	契約後15日以内		4-59
	再生資源利用促進計画書	現場代理人	監督員	契約後15日以内		4-60
	再生資源利用促進実施書	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時		4-60
-	工事カルテ受領書写	現場代理人	監督員	契約後・変更後・完成後の10日以内		
-	変更工程表	現場代理人	監督員	工期変更協議開始日		
22	材料品質証明資料	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時	別紙様式第8号にて一覧表のみを提出 関係書類は請負者保管	4-61
-	工事記録写真	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時	3,000万円以上の全ての工事、1,000万円 以上の重要構造物工事は電子納品、 現地で確認出来る部分の写真は省略	
-	出来型管理関係図書	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時		
-	品質管理関係図書	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時		
23	工事日誌	現場代理人	監督員	提出を求められた時		4-62
-	建退共掛金収納書	請負者	契約書の甲	契約締結後1ヶ月以内及び完成時		
24	施工体制台帳	請負者	監督員	工事着手まで		4-63
-	現場組織表(様式)	〃	〃	契約後15日以内		4-65
-	その他必要書類	-	-	-		

- 注) 1. 施工計画書等を提出する際には、「工事打合簿」を表紙とする。
 2. No.1～No.13は昭和49年3月30日和歌山県訓令第16号「和歌山県建設工事事務規程」の別記様式とする。
 3. No.14～No.15は別紙 様式第1号～第2号、No.20は別紙 様式第7号、No.22は別紙 様式第8号とする。